

第 1 回太宰府市自治基本条例審議会

平成 23 年 11 月 8 日（火）

午後 7 時～ 於太宰府市役所庁議室

出席者；

欠席者；

次 第

1.開 会

2.委員任命式

3.市長挨拶

4.部長並びに事務局職員自己紹介

5.会長及び副会長選出

6.諮問書の手交

7.会長就任あいさつ並びに委員自己紹介

議 事

議題 1；今後のスケジュール

質疑応答

閉会

次回開催日は平成 年 月 日（ ）

太宰府市役所 3 階庁議室

配付資料一覧

〔資料1〕 委員名簿

〔資料2〕 太宰府市自治基本条例審議会規則

〔資料3〕 諮問書

〔資料4〕 全体スケジュール（案）

〔参考資料〕 第5次総合計画

※ 報酬・費用弁償 振込口座届書

自治基本条例審議会委員名簿

(敬称略)

自治基本条例審議会規則での区分	氏名	所属・役職名
市議会議員	福廣 和美	総務文教常任委員会委員
	渡邊 美穂	総務文教常任委員会副委員長
自治会その他各種団体に携わる市民	高瀬 昭登	太宰府市自治協議会副会長
	森田 正嗣	太宰府市自治協議会会長
NPO、ボランティアその他の公益的活動に携わる市民	田中 立夫	太宰府市身体障害者福祉協会会長
	藤本 史子	特定非営利活動法人 子育てサポート ぽぴんず 代表
公募による市民	水本 正人	一般公募
	山村 賢三	一般公募
識見を有する者	出水 薫	九州大学大学院法学研究院教授
	嶋田 暁文	九州大学大学院法学研究院准教授
市内の学校関係者及び事業者	有吉 耕造	事業所代表((株)フローラ代表取締役)
	上田 節子	事業所代表((株)太宰府写真 常務取締役)
事務局	今泉 憲治	地域づくり担当部長
	諫山 博美	総務部協働のまち推進課長
	藤田 彰	総務部協働のまち推進課地域コミュニティ推進係長
	添田 邦彦	総務部協働のまち推進課地域コミュニティ推進係
	竹原 史晃	総務部協働のまち推進課地域コミュニティ推進係
	門谷 美緒	総務部協働のまち推進課地域コミュニティ推進係

○太宰府市自治基本条例審議会規則

平成23年6月29日

規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、太宰府市附属機関設置に関する条例(昭和60年条例第17号)の規定に基づき、太宰府市自治基本条例審議会(以下「審議会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 太宰府市自治基本条例策定に関する事項について調査及び審議すること。
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 審議会は、12人以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 自治会その他各種団体に携わる市民
- (3) NPO、ボランティアその他の公益的活動に携わる市民
- (4) 公募による市民
- (5) 識見を有する者
- (6) 市内の学校関係者及び事業者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、第2条に規定する諮問にかかる事務が終了したときは、解任されるものとする。

2 委員が委嘱されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会議を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者に審議会への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部協働のまち推進課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

23太協第100号

平成23年11月8日

太宰府市自治基本条例審議会
会長 様

太宰府市長 井上 保廣

(仮称)太宰府市自治基本条例について (諮問)

太宰府市自治基本条例審議会規則(平成23年規則第29号)第2条の規定により、まちづくりの基本となる考え方や、市民、議会、行政それぞれの役割、市民参加の仕組みなどを市民自治の主体者である市民の皆様との協働で進めていくための規範となる(仮称)太宰府市自治基本条例案の策定につきまして、ご審議いただきますよう諮問します。

資料 4

	平成23年度			平成24年度			平成25年度												
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
1 業務の流れ	他事例調査	進め方・手順検討 太宰府の協働の取り組みの系譜、整理 条例のあらまし資料 (定議・目的・必要性・活用)	勉強会① 手続き 自治基本条例のあらまし	内容・構成・P.D.C.A. 評価 H24年度実施スケジュール 個別プログラム			条例の目的、機能 前文、理念、目的 役割分担、参加、 提案制度、委員会												
2 推進委員会	1 協働と参加	2 勉強会① 手続き 自治基本条例のあらまし	勉強会② 市民参加	勉強会①の整理 市民会議①の整理	勉強会② 市民参加	4 市民会議②の整理													
3 まちづくり 市民会議		準備 自治基本条例のあらまし	準備 市民会議①の整理 市民会議②の整理	1 参加の構成、スケジュール・案作成の主体 ・まとめ 準備 2	3 市民会議①の整理 市民会議②の整理	3 年間スケジュール 条例のあらまし	1 2 3 4 5 6 7 8												
4 審議会		1 会の目的、進め方				2 年間スケジュール	1 2 3 4												
5 他		準備 フォーラム ・協働・自治基本条例 まとめ																	
6 役割 分担																			

議
会
上
程

庁内調整
委員会説明

○ 中
間
報
告

パブリック
コメント

- ・推進委員会 → 市民会議のとりまとめ・条例案の検討(市民会議資料)
(各部より選抜された市職員)
- ・市民会議 → 条例に盛り込むべき内容or条例案の提案
- ・審議会 → 条例案の作成(答申案とする)